

地方卸売市場行橋市魚市場業務条例

地方卸売市場行橋市魚市場業務条例（昭和47年行橋市条例第1号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 魚市場関係事業者

第1節 卸売業者（第9条—第24条）

第2節 買受人（第25条—第33条）

第3章 売買取引及び決済の方法（第34条—第51条）

第4章 魚市場施設の使用（第52条—第58条）

第5章 監督（第59条—第62条）

第6章 雑則（第63条—第70条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方卸売市場行橋市魚市場（以下「魚市場」という。）に係る卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第13条第4項各号に掲げる事項並びに魚市場の設置及びその管理に関する事項並びに魚市場施設（魚市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）の使用等について定め、その適正かつ健全な運営を図ることにより、生鮮水産物等（生鮮水産物及びその加工品をいう。以下同じ。）の取引の適正化並びにその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 卸売業者 第10条第1項に規定する市長の許可を得た上で、魚市場に出荷

される生鮮水産物等の出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、魚市場において卸売をする業務（以下「卸売業務」という。）を行う者をいう。

(2) 買受人 第25条第1項に規定する市長の許可を得た上で、魚市場において卸売業者から卸売を受けた生鮮水産物等を販売する業務を行う者をいう。

(3) 取引参加者 出荷者、卸売業者及び買受人をいう。

(魚市場の名称及び位置)

第3条 魚市場の名称及び位置は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところとする。

(1) 名称 地方卸売市場行橋市魚市場

(2) 位置 行橋市大字蓑島470番地

(取扱品目)

第4条 魚市場の取扱品目は、生鮮水産物等を主たる取扱品目とし、その他の物品を従たる取扱品目とする。

(開場の期日)

第5条 魚市場は、日曜日、水曜日、国民の祝日並びに1月2日から同月4日まで及び8月14日から同月16日まで（以下「休日」という。）を除いて、毎日開場するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、消費者、出荷者等の事情を考慮し、休日に開場し、又は休日以外の日を休業日とすることができる。

(開場の時間)

第6条 開場の時間は、午前4時から午後4時までとする。ただし、市長は、魚市場業務の運営上必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

2 卸売業務の開始時刻及び終了時刻は、前項に規定する開場の時間の範囲内とする。

(魚市場業務に関する差別的取扱いの禁止)

第7条 市長は、魚市場業務の運営に関して、取引参加者を不当に差別的な取扱いを

してはならない。

(暴力団員等の排除)

第8条 取引参加者及び当該者の関連業務を行う者（これらの者が法人である場合にあっては、その役員を含む。）は、次の各号のいずれにも該当してはならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（次号及び第3号において「暴力団員等」という。）であること。
- (2) 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用していること。
- (3) その業務において暴力団員等により支配を受け、又は支配を受けるおそれがあること。
- (4) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号。以下この号及び次号において「県条例」という。）第23条第1項の規定により、第22条に規定する勧告に従わなかった旨の公表をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過していないこと。
- (5) 県条例第25条第1項第3号及び第4号に該当することにより、懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないこと。

第2章 魚市場関係事業者

第1節 卸売業者

(卸売業者の数)

第9条 魚市場における卸売業者の数は、1人とする。

(卸売業者の許可申請)

第10条 卸売業務を行おうとする者は、市長の許可を得なければならない。

2 前項に規定する許可（以下「卸売業者の許可」という。）を受けようとする者

(以下次項において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書に規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 名称及び住所
- (2) 商号
- (3) 資本金又は出資の額及び役員の氏名
- (4) 卸売業務に係る取扱品目

3 市長は、前項の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、卸売業者の許可をしてはならない。

- (1) 申請者が第8条各号の規定に違反するとき。
- (2) 申請者が法人でないとき。
- (3) 申請者が法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (4) 申請者が卸売業者の許可を取り消され、その取消の日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (5) 申請者が卸売業務を適当に遂行するために必要な知識及び経験又は資力及び信用を有しない者であるとき。
- (6) 申請者の業務を執行する役員において、次のいずれかに該当する者があるとき。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

ウ 第4号に該当する者の役員であった者

(卸売業者の許可通知)

第11条 市長は、前条第2項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容

を審査し、適当であると認めるときは、その旨を卸売業者に対して通知する。

(保証金の預託)

第12条 卸売業者は、卸売業務の許可を得たときは、その日から1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。

2 卸売業者は、保証金を預託した後でなければ、卸売業務を開始してはならない。

(保証金の額)

第13条 前条第1項の規定により、卸売業者の預託すべき保証金の額は、規則で定める。

(保証金の追加預託)

第14条 保証金について差押、仮差押又は仮処分命令の送達があったとき、国税滞納処分又はその例による差押があったとき、預託すべき保証金の額が増額されたとき、その他保証金に不足を生じたときは、卸売業者は、市長が指定する期限までに、処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、指定期限を経過した日からその預託を完了する日までは、卸売業務を行うことができない。

(保証金の充当)

第15条 市長は、卸売業者が使用料その他魚市場に関して市に納付すべき金額の納付を怠ったときは、次項に規定する他の債権者に先立って弁済を受ける権利に優先して、保証金をこれに充てることができる。

2 卸売業者に対して魚市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に関し、当該卸売業者が預託した保証金について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有するものとする。

(保証金の返還)

第16条 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければ、これを返還しない。

(卸売業者の許可の取消し)

第17条 市長は、第11条に基づく許可をした後において、卸売業者が第10条第3項各号（第4号を除く。）のいずれかに該当するときは、卸売業者の許可を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、卸売業者の許可を取り消すことができる。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

(1) 第11条に規定する通知を受けた日から起算して1月以内に保証金を預託しないとき。

(2) 第11条に規定する通知を受けた日から起算して1月以内に卸売業務を開始しないとき。

(3) 引き続き1月以上業務を休止したとき（第19条第1項の規定による届出を行った場合を除く。）。

(4) 卸売業務を遂行しないとき（前号に掲げるものを除く。）。

3 前2項の規定により、卸売業者の許可を取り消すときは、卸売業者に対して、弁明の機会を与えなければならない。

(事業の譲渡し並びに法人の合併及び分割)

第18条 卸売業者が業務（卸売業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、当該譲渡しについて市長の許可を得たときは、当該譲渡しを受けた譲受人は、当該卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者が合併する場合（卸売業者である法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者である法人が存続する場合を除く。）又は分割する場合（卸売業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の許可を得たときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により卸売業務を承継する法人は、当該合併又は分割前の卸売業者の地位を承継する。

3 前2項に規定する許可を受けようとする者は、市長に対して、申請しなければならない。

4 第10条第2項及び第3項の規定は、前3項の場合について準用する。

(名称変更等の届出)

第19条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 卸売業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- (2) 第10条第2項各号に掲げる事項に変更があったとき。
- (3) 卸売業務を廃止したとき。

2 卸売業者が解散したときは、当該卸売業者の清算人は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(事業報告書の提出等)

第20条 卸売業者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書（出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として規則で定めるものが記載された部分に限る。）について閲覧の申出があった場合は、規則で定める正当な理由があるときを除いて、これを閲覧させなければならない。

(せり人の届出等)

第21条 卸売業者は、市場におけるせり売の業務で使用するせり人について、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出を受理した日から起算して30日以内に、当該せり人に対して、せり人登録証及び記章を交付するものとする。

3 前項に規定するせり人登録証の有効期間は、登録の日から起算して3年間とする。

(せり人の登録手数料)

第22条 せり人の登録を受けようとする者は、申請と同時に登録手数料を納めなければならない。

2 前項の登録手数料の額は、せり人1人につき、3,000円とする。

(せり人登録証の返還)

第23条 卸売業者は、使用するせり人が魚市場におけるせり売りの業務に従事しなくなったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 卸売業者は、前項の規定による届出を行う場合においては、当該届出と同時に、せり人登録証を市長に返還しなければならない。

(せり人登録証の携帯)

第24条 せり人は、卸売のせりに従事するときは、せり人登録証及び記章を携帯し、又は着用しなければならない。

第2節 買受人

(買受人の許可申請)

第25条 魚市場において、卸売業者から買受の業務を行おうとする者は、市長の許可を得なければならない。

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書に規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 商号又は屋号（法人である場合に限る。）

(3) 資本金又は出資の額及び役員の名（法人である場合に限る。）

3 第1項の規定により申請した事項に変更があったときは、名称変更等届出書に規則で定める書類を添えて、卸売業者を通じ、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、第2項の規定により許可の申請があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、許可するものとする。

(1) 申請者が第10条第3項各号（第2号を除く。）のいずれかに該当するとき。

(2) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

(3) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処

せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(4) 申請者が買受人の許可を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。

(5) 申請者が買受業務を適当に遂行するために必要な知識及び経験又は資力及び信用を有しない者であるとき。

(6) 申請者が法人であって、その業務を遂行する役員のうち、第2号から第4号までのいずれかに該当するものの役員であったものがあるとき。

5 第1項に規定する許可の有効期間は、許可の日から起算して3年間とする。

(買受人の許可通知)

第26条 市長は、前条第2項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは、その旨を買受人に対して通知する。

(買受人の登録手数料)

第27条 第25条に規定する許可を受けようとする者は、申請と同時に登録手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の額は、1件につき、3,000円とする。

(買受人登録証等の携帯)

第28条 買受人は、買受けをするときは、買受人登録証又は記章を携帯し、又は着用しなければならない。

2 前項の買受人登録証及び記章は、規則で定める。

3 買受人は、買受人登録証又は記章を汚損し、又は紛失したときは、速やかにその旨を市長に届け出て、再交付を受けなければならない。

(買受代理人の許可)

第29条 買受人は、魚市場において、代理人をもって卸売業者から買受けをしようとするときは、卸売業者を通じて、市長の許可を得なければならない。

2 買受代理人の数は、買受人1人につき、3人以内とする。

3 第1項に規定する許可を受けようとするときは、買受代理人登録申請書に規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

4 買受代理人の名称変更の届出、承認の基準及び登録証又は記章の携帯若しくは着用については、第25条第3項及び第4項並びに前条の規定を準用する。

(買受人等の許可の取消し)

第30条 市長は、第26条に基づく許可をした後において、買受人又は買受代理人が第25条第4項各号(第4号を除く。)のいずれかに該当するときは、買受人の許可を取り消すものとする。

2 市長は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、買受人の許可を取り消すことができる。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

(1) 第26条に規定する通知を受けた日から起算して1月以内に買受業務を開始しないとき。

(2) 引き続き1月以上取引を休止したとき(正当な理由がある場合を除く。)

(3) 買受業務を遂行しないとき(前号に掲げるものを除く。)

3 市長は、前2項の規定により、買受人の許可を取り消すときは、買受人に対して、弁明の機会を与えなければならない。

(事業の譲渡し並びに法人の合併及び分割)

第31条 買受人(法人である場合に限る。以下この条において同じ。)及び買受代理人が業務(買受業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、当該譲渡しについて市長の許可を得たときは、当該譲渡しを受けた譲受人は、当該買受人の地位を承継する。

2 買受人が合併する場合(買受人である法人と買受人でない法人が合併して買受人である法人が存続する場合を除く。)又は分割する場合(買受業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について市長の許可を得たときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により買受業務を承継する法人は、当該合併又は分割前の買受人の地位を承継する。

3 前2項に規定する許可を受けようとする者は、市長に対して、申請しなければならない。

4 第10条第2項及び第3項の規定は、前3項の場合について準用する。

(買受業務の相続)

第32条 買受人(法人である場合を除く。以下この条において同じ。)が死亡した場合において、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該買受人の買受業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者)が被相続人の行っていた買受業務を引き続き遂行しようとするときは、被相続人の死亡の日から起算して60日以内に市長の許可を得なければならない。

2 市長は、前項の規定により、許可の申請があった場合は、速やかに内容を審査し、適当であると認めるときは、その旨を相続人に対して通知するものとする。この場合において、相続人が当該通知を受領するまでは、被相続人に対して行った買受人の許可は、当該相続人に対してその効力を有する。

3 第1項に規定する許可を受けようとする者は、許可申請書を市長に提出しなければならない。

4 第25条第2項の規定は、第1項及び第3項の場合について準用する。

5 第1項に規定する許可を得た者は、被相続人から買受人の地位を承継した者とみなす。

(名称変更等の届出)

第33条 買受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 買受業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

(2) 第25条第2項各号に掲げる事項に変更があったとき。

(3) 買受業務を廃止したとき。

2 買受人が解散し、又は死亡したときは、当該買受人の清算人又は相続人は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第34条 魚市場における売買取引は、公平かつ効率的でなければならない。

(売買取引の方法)

第35条 卸売業者は、魚市場において行う卸売については、せり売り若しくは入札の方法又は相対取引によらなければならない。

(卸売業者による差別的取扱いの禁止等)

第36条 卸売業者は、卸売業務に関して、出荷者又は買受人に対し、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、その取扱品目に属する生鮮水産物等について魚市場における卸売のための販売の委託の申込みがあったときは、正当な理由がある場合を除いて、その引受けを拒んではならない。

(卸売の相手方の制限)

第37条 卸売業者は、卸売業務において、買受人以外の者を相手方とするときは、相対取引によらなければならない。

(魚市場外にある物品の卸売)

第38条 卸売業者は、卸売業務において、魚市場外にある生鮮水産物等の卸売をすることができる。

(卸売業者による売買取引の条件の公表)

第39条 卸売業者は、取扱品目の条件（売買取引に係る金銭の收受に関する条件を含む。）を公表しなければならない。

(販売前における受託物品の検収)

第40条 卸売業者は、魚市場外で引渡しをする生鮮水産物等の受領に当たっては、確実に検収を行うものとし、生鮮水産物等の種類、数量、品質等について異状を認めるときは、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領において、委託者又はその代理人が立ち会った場

合で、その者が了承したときは、この限りでない。

2 魚市場外で引渡しをする生鮮水産物等の受領に当たっては、卸売業者又は委託者から生鮮水産物等の引渡しを受ける者のうち、卸売業者から生鮮水産物等の検収を行うよう委託を受けた者が確実に検収を行うものとし、生鮮水産物等の種類、数量、品質等について異状を認めるときは、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。

3 卸売業者は、生鮮水産物等の種類、数量、品質等について異状を認めるときは、第1項ただし書に規定する場合を除いて、市長に報告しなければならない。

(卸売をした生鮮水産物等の相手方の明示、引取り等)

第41条 卸売業者は、卸売をした生鮮水産物等を買受けた買受人を明示しなければならない。

2 買受人は、卸売業者から卸売を受けた生鮮水産物等を速やかに引き取らなければならない。

3 卸売業者は、買受人が前項の規定による引取りを怠ったときは、買受人の費用でこれを保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。

4 前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格が前項の買受人に対する卸売価格より低いときは、卸売業者は、その差額を当該買受人に請求することができる。

(売買取引の制限)

第42条 買受人は、魚市場において、その取引品目に属する生鮮水産物等について販売の委託を引き受けてはならない。

(売買の差止め等)

第43条 市長は、せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。

(1) 談合その他不正な行為があると認められるとき。

(2) 不当な卸売価格を生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき。

2 市長は、卸売業者又は買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、売買を差し止めることができる。

(1) 売買について不正又は不当な行為があると認められるとき。

(2) 売買代金の支払を怠ったとき。

(衛生上有害な生鮮水産物等の売買禁止等)

第44条 魚市場利用者は、衛生上有害な生鮮水産物等及びその他の物品（以下この条において「生鮮水産物等の物品等」という。）が魚市場に搬入されることがないように努めなければならない。

2 魚市場において、衛生上有害な生鮮水産物等の物品等を所持し、又は売買してはならない。

3 市長は、衛生上有害な生鮮水産物等の物品等の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。

(卸売業者による売買取引の結果等の報告)

第45条 卸売業者は、卸売の数量、卸売価格その他の規則で定める事項を市長に報告しなければならない。

(卸売業者による売買取引の結果等の公表)

第46条 卸売業者は、卸売の数量、卸売価格その他の売買取引の結果（売買取引に係る金銭の収受の状況を含む。）その他の公正な生鮮水産物等の取引の指標となる事項を定期的に公表しなければならない。

(市長による売買取引の結果等の公表)

第47条 市長は、魚市場において取り扱う生鮮水産物等について、卸売の数量、卸売価格を公表しなければならない。

(売買仕切書の送付、売買仕切金の支払等)

第48条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、当該卸売の日の翌日までに売買仕切書及び売買仕切金（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）を委

託者に送付しなければならない。ただし、売買仕切書又は売買仕切金の送付について特に定めたものがあるときは、この限りでない。

2 卸売業者は、前項の売買仕切書の作成に当たっては、卸売をした物品の品目、価格（消費税額及び地方消費税額を除く。）、消費税額、地方消費税額及び数量を正確に記載しなければならない。

3 卸売業者は、卸売に供するため、出荷者から生鮮水産物等を買受けたときは、当該出荷者との契約によって定めた支払の期日及び方法を遵守しなければならない。

（委託手数料の率）

第49条 卸売業者が魚市場内において受託物品等の卸売を行う場合は、委託手数料として、卸売金額（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）に100分の8を乗じて得た金額を当該委託者から徴収する。

（買受人による買受代金の支払）

第50条 買受人は、卸売業者から買受けた物品の引渡しを受けたときは、買受けた物品の代金（せり売又は入札によって買受けた場合にあつては、買受けた額（消費税額及び地方消費税額を含む。））を速やかに支払わなければならない。ただし、卸売業者があらかじめ買受人と支払の猶予について特に定めたものがあるときは、この限りでない。

（卸売代金変更の禁止）

第51条 卸売業者は、魚市場における卸売のための販売の委託を受けた生鮮水産物等の販売代金について、正当な理由なくその額を変更し、又は受託契約に基づく差引金以外の金額を引いて委託者に支払ってはならない。

第4章 魚市場施設の使用

（施設の使用等）

第52条 卸売業者及び買受人が使用する魚市場施設（魚市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）の使用期間その他の使用条件は、市長が指定する。

- 2 市長は、魚市場の適正かつ健全な業務運営を確保するため特に必要があると認めるときは、前項に規定するもの以外のものに対して、魚市場施設の使用を許可することができる。
- 3 市長は、申請者が第8条各号のいずれかに該当するときは、第1項に規定する指定又は前項に規定する許可（以下「施設の使用指定等」という。）をしてはならない。
- 4 第2項の規定により許可を受けた者は、当該許可を受けた日から起算して、1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。
- 5 前項の保証金の額は、第58条の規定により納入する使用料の6倍に相当する額とする。
- 6 第14条各項、第15条第1項及び第16条の規定は、第4項の保証金について準用する。

（用途変更、転貸等の禁止）

第53条 前条第1項に規定する指定又は同条第2項に規定する許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該施設の用途を変更し、又は当該施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

（増築等の禁止）

第54条 使用者は、魚市場施設を増築し、造作し、若しくは模様替をし、又は魚市場施設の原状を変更してはならない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

- 2 市長は、使用者が前項ただし書の規定により、魚市場施設を建築し、造作し、若しくは模様替をし、又は魚市場施設の原状を変更した場合で、その使用を終えたときは、直ちに当該使用者に対し原状の回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。

（返還）

第55条 使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務許可の取消しその他の理由により魚市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、市長の指定する期限までに自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、その原状に復する義務の全部又は一部を免除し、又は原状に復する義務に代えて、当該義務に要する費用の弁償を命ずることができる。

(指定又は許可の取消しその他の規制)

第56条 市長は、指定又は許可をした後において使用者が第8条各号のいずれかに該当するときは、施設の使用指定等を取り消すものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用指定等の全部又は一部を取り消し、又は施設の使用指定等を受けた魚市場施設の使用の制限若しくは停止その他必要な措置を命ずることができる。

(1) 使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(2) 魚市場の業務の監督、災害の予防、衛生の保持その他魚市場の管理上必要があると市長が認めるとき。

(補修命令)

第57条 市長は、故意又は過失により、魚市場施設を滅失し、又は損傷した者があるときは、当該者に対して、その補修を命じ、又はその費用の弁償を命ずることができる。

(使用料等)

第58条 使用者は、別表に掲げる使用料を支払わなければならない。この場合において、その使用が1月に満たない日数であるときは、これを1月とみなして使用料を支払わなければならない。

2 前項の規定による支払は、使用する日が属する月の翌日10日までに行わなけれ

ばならない。

- 3 使用者は、魚市場に設置された電話、電気、ガス、水道その他の付属物の使用により発生した費用があるときは、これを負担しなければならない。

第5章 監督

(報告及び検査)

第59条 市長は、魚市場の適正かつ健全な業務運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告を求め、若しくは資料の提出を求め、又はその職員に卸売業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導及び助言)

第60条 市長は、魚市場の適正かつ健全な業務運営を確保するため必要があると認めるときは、取引参加者に対し、その業務又は会計に関し必要な指導又は助言をすることができる。

- 2 市長は、魚市場施設の適正な使用を確保するために必要があると認めるときは、使用者に対して、施設の使用指定等を受けた魚市場施設の使用に関し必要な指導又は助言をすることができる。

(改善措置命令)

第61条 市長は、魚市場における卸売業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要があると認めるときは、卸売業者等魚市場施設の使用者の業務又は会計に関し必要な改善措置を命ずることができる。

(監督処分)

第62条 市長は、卸売業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合は、当該行為の中止、変更その他の違反を是正するために必要な措置を命じ、1万円以下の過料を科し、第10条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその卸売業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 市長は、買受人がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合は、当該行為の中止、変更その他の違反を是正するために必要な措置を命じ、1万円以下の過料を科し、第25条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて魚市場への入場の停止を命ずることができる。

3 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(2) せり人がせり売に関して委託者又は買受人と通じて不当な処置をし、又はこれらの者をして談合その他の不正行為をさせたとき。

(3) せり人がその職務に関して委託者又は買受人から金品その他の利益を収受したとき。

(4) その他魚市場において、せり人として職務に公正を欠く行為があったと認めるとき。

4 卸売業者若しくは買受人又はその他の使用者において、法人の代表者又は法人若しくは代表者の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は代表者の業務に関して、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて入場を停止するとともに、当該卸売業者若しくは買受人又はその他の使用者に対して、第1項から前項までの規定を適用する。

第6章 雑則

(卸売業務の代行)

第63条 市長は、卸売業者が許可の取消しその他の行政処分を受け、又はその他の理由で卸売業務を行うことができなくなった場合は、当該卸売業者に対して販売の委託があり、又は販売の委託の申込みがあった生鮮水産物等について、他の卸売業者に卸売業務を行わせるものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、卸売業務を行わせる卸売業者がないとき、又は他の卸売業者に卸売業務を行わせることが不相当であると認めるときは、自らその卸売業務を行うものとする。

3 前2項の規定は、魚市場に出荷された生鮮水産物等について委託の引受けをする卸売業者がない場合又は不明な場合について準用する。

(無許可営業の禁止)

第64条 卸売業者が許可を受けた業務を行う場合及び市長が必要と認める者が営業行為を行う場合を除いて、魚市場内においては、生鮮水産物等の販売その他の営業行為をしてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対しては、魚市場外に退去を命ずるものとする。

(魚市場への出入等に対する指示)

第65条 魚市場の出入、魚市場施設の使用又は生鮮水産物等の搬入、搬出及び場内の運搬については、市長の指示に従わなければならない。

2 市長は、前項の指示に従わない者に対しては、魚市場施設の使用又は生鮮水産物等の搬入、搬出及び場内の運搬を禁止することができる。

(魚市場秩序の保持等)

第66条 魚市場へ入場する者は、魚市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。

2 市長は、魚市場の秩序を保持し、又は公共の利益の保全を図るために必要があると認めるときは、魚市場入場者に対して、入場の制限その他の必要な措置を講じ

ることができる。

(許可等の制限又は条件)

第67条 この条例の規定による許可、承認又は指定においては、制限又は条件を付することができる。

- 2 前項の制限又は条件は、許可、承認又は指定に係る事項の確実な実施を図るために必要となる限度において認められるものとし、不当な義務を課してはならない。

(市場運営協議会)

第68条 魚市場の適正かつ健全な業務運営を確保するため、魚市場に地方卸売市場行橋市魚市場運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員6人をもって組織し、市長が委嘱する。
- 3 その他協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(生鮮水産物等の品質管理)

第69条 取引参加者は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の生鮮水産物等の品質管理に関する法令を遵守し、生鮮水産物等を適切に管理しなければならない。

(委任)

第70条 この条例に定めるもののほか、魚市場の業務運営に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年6月21日から施行する。